

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

＜1. 過去における災害の状況＞（廿日市市地域防災計画＜資料編＞令和2年度）

本市域の災害中最も大きいものは、主として夏季から秋季にかけて来襲する台風によるものである。特に台風が中心が豊後水道、北九州を通過して来襲する場合はその強度にもよるが非常に大きな被害を被る。過去で台風が中心付近が本市域を通過したもので昭和17年、昭和20年、昭和26年等でいずれも甚大な被害をもたらしている。

その他の災害としては、近年は規模の大きな災害が発生し、平成11年6月29日には日雨量177.5ミリを記録した土砂災害や、平成13年3月24日に発生した震度5強、マグニチュード6.7を記録した芸予地震があげられる。

いずれの場合も甚大な被害を受け、このことから示すように、今後、本市においても規模の大きな災害についても十分対処できる体制を備えておく必要がある。

＜2. 自然条件（地勢・地質）＞（廿日市市地域防災計画＜一般対策編＞令和2年度）

廿日市市は、広島県西部に位置し、大別して沿岸部の廿日市・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の4地域から成り、総面積は489.36k㎡で、約80%が林野で占められている。広島湾沿岸（瀬戸内海沿岸部）から西中国山地に至る変化に富んだ広がりがあり、自然環境に恵まれた市である。

このうち、当商工会地域である大野町地域の地勢・地質は概ね次のとおりである。

（大野地域）

広島市から岩国市に至る広島湾沿岸部に位置し、西から南西にかけて大竹市と接し、東南を除く三方は中国山地の余脈が海岸線に迫り、約80%が山地である。山は、標高699.5mの権現山を最高峰とし、次いで596.6mの経小屋、532.3mの嵐谷山などがある。これらの山地一帯には400mから500mまでの諸峰が連なり、それらの山間を毛保川と永慶寺川が大野瀬戸にそそぎ、この河川の流域一帯にやや広い平野を形成している。

地質は、古生層、花崗岩、沖積層からなり、そのうち花崗岩が最も広い位置を占め、特に山地の急斜面は土地もやせ崩壊性に富み、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際しては洪水を起こしやすく災害を招く原因となっている。

＜3. 自然条件（河川）＞（廿日市市地域防災計画＜一般対策編＞令和2年度）

当商工会地域である大野町地域の河川は概ね次のとおりである。

（大野地域）

経小屋、馬の口に源を発して東南に流れる毛保川、矢草、馬の口から南流する中津岡川と矢草から東南に流れる高見川が合流して永慶寺川となり、この2つの河川が主なものである。

また、その他小河川が多く、いずれも急流で山地の崩壊や砂礫の流出による河川の溢流や堤防の決壊など災害を起こす恐れがある。

＜４．土石流危険渓流の状況＞（廿日市市地域防災計画＜資料編＞令和２年度）

	溪流長 (km)	流域面積 (k m ²)	保全対象 家屋戸数(戸)
廿日市地域	63.33	22.54	705
佐伯地域	94.68	52.31	1,816
吉和地域	13.60	10.30	188
大野地域	48.67	27.35	1,429
宮島地域	17.09	9.18	892

＜５．急傾斜地崩壊危険箇所の状況＞（廿日市市地域防災計画＜資料編＞令和２年度）

	箇所数	保全対象 家屋戸数(戸)
廿日市地域	204	1,809
佐伯地域	351	946
吉和地域	43	95
大野地域	148	1,003
宮島地域	49	517

＜６．過去における地震の状況等＞（廿日市市業務継続計画＜地震対策編＞平成３０年３月）

本市では、過去、東南海・南海地震や安芸灘・伊予灘を震源とする地震が繰り返し発生しており、平成１３年に発生した芸予地震においては、市内でも震度５強を観測し、負傷者８名、住家の被害約３千２百棟以上（全壊１、半壊５４、一部破損３２１７棟）もの被害を受けた。（県内で死者１名、負傷者１９３名、住家の被害３万７千棟以上もの甚大な被害）

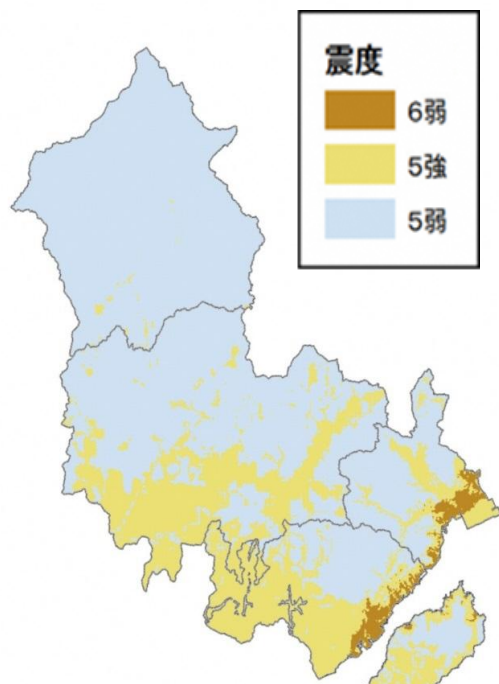
近年では、南海トラフ地震など大規模地震の発生確率が高まっている。また、これまでの調査において五日市断層や己斐断層など大規模な地震の震源となりうる活断層が確認されている一方、平成１２年の鳥取県西部地震や平成１９年の能登半島地震のように活断層が確認されていない地域での大規模な地震の可能性もあるほか、山陰地方の状況にも注意が必要である。

＜７．前提とする地震被害想定＞（廿日市市業務継続計画＜地震対策編＞平成３０年３月）

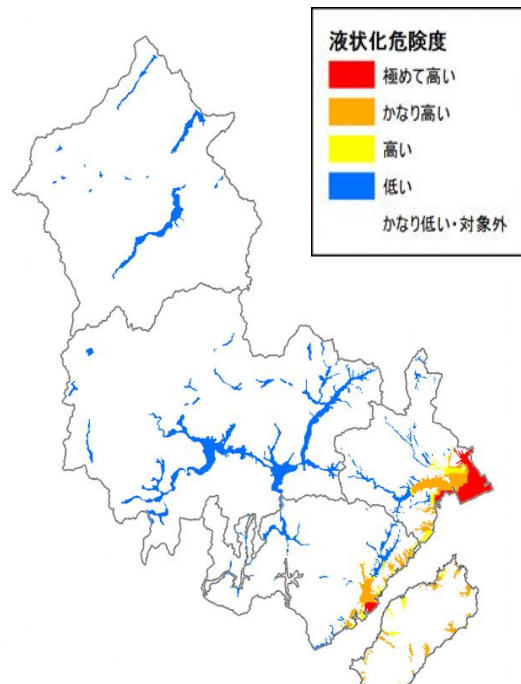
１）想定地震

過去１００年から１５０年周期で発生し、今後、３０年以内に発生する確率が約７０％と想定される「南海トラフ巨大地震」を想定する。

項 目	内 容
発生時期等	冬１８時又は深夜、風速１１ｍ／ｓ
震 源 地	南海トラフ震源地
規 模	マグニチュード９．１
市域内の震度	最大震度６弱 下の図（左）
市域内の液状化	下の図（右）



南海トラフ巨大地震の震度分布
(50m メッシュ単位)



液状化危険度分布
(50m メッシュ単位)

2) 被害想定

地震動 液状化	最大震度		6 弱
	液状化危険度面積率（%）（PL＞15 の面積率）		2. 9
土砂災害	① 急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	1
	② 地すべり		0
	③ 山腹崩壊		2
津波被害	津波の浸水面積（ha）		3 4 3
建物被害	全壊の主な原因		液状化
	全壊棟数（棟）		9 1 1
	半壊棟数（棟）		4, 0 2 0
	焼失棟数（棟）		0
人的被害	死者数（人）		8 5
	負傷者数（人）		3 0 7
	重傷者数（負傷者の内数）（人）		5 5
ライフライン 施設被害	上水道（1 日後の断水人口）（人）		1 3, 2 1 7
	下水道（1 日後の機能支障人口）（人）		1 2, 8 4 9
	電力（直後の停電軒数）		9 1 6

	通信（直後の固定電話不通回線数）	9 0 1
	都市ガス（1日後の供給停止戸数）	0
交通施設被害	道路（被害箇所数）	5 1
	鉄道（被害箇所数）	4 6
生活支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）	1 0, 8 9 9
	帰宅困難者（人）	9, 5 2 2
	食糧の不足量（当日・1日後）（食）	3 9, 2 3 5
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）	2 2 5
経済被害	民間（億円）	1, 0 3 0
	準公共（億円）	1 4
	公共（億円）	1 8 6

※津波の浸水面積（ha） 3 4 3⇒東京ドーム75個分

※防災関連サイト（参考）

- ・ 廿日市市土砂災害ハザードマップ
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10181.html>
- ・ 廿日市市浸水ハザードマップ
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10185.html>
- ・ 廿日市市地震防災マップ
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10177.html>
- ・ J-SHIS 地震ハザードステーション
（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

（２）商工業者の状況

①管内の商工業者数等

商工業者等数	797 者（平成 26 年経済センサス）
小規模事業者数	647 者（平成 26 年経済センサス）
商工業者の会員数	532 者（令和 2 年 4 月 1 日現在）

②当会の会員における業種別の商工業者（令和 2 年 4 月 1 日現在）

	商工業者等数	うち小規模業者数
建設業	97	93
製造業	54	40
卸売業	29	23
小売業	116	100
飲食業・宿泊業	55	48
サービス業	124	107
その他	57	46
計	532	457

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

① 廿日市市地域防災計画の作成

廿日市市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定により、国の防災基本計画、広島県地域防災計画に基づき、廿日市市地域防災計画を作成。

この計画は、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定め、毎年検討を加え、必要であると認めるときは、これを修正している。

② ハザードマップの作成及び配布

・土砂災害ハザードマップ

廿日市地域（廿日市地区、佐方地区、串戸地区、地御前地区、阿品・阿品台地区、宮内地区、平良地区、宮園地区、四季が丘地区、原地区）の10地区、佐伯地域（津田地区、友和地区、玖島地区、浅原地区）の4地区、吉和地域（吉和地区）の1地区、大野地域（第1区～第11区）の11地区、宮島地域（宮島地区）の1地区で、ワークショップを開催し、ハザードマップの作成及び全戸に配布を進めている。

・浸水ハザードマップ

廿日市地域、大野地域、宮島地域の洪水、津波、高潮の浸水箇所を示したマップを作成。

・地震防災マップ

廿日市地域、佐伯地域、吉和地域、大野地域、宮島地域で南海トラフ地震を想定した揺れの大きさや液状化危険箇所、建物被害の状況を示したマップを作成。

③ 災害に関する情報の発信

・事前周知

出水期前には、広報誌や市ホームページ、FMはつかいちなどにより、災害に備える準備について周知

・避難情報

気象状況などにより、避難の必要が生じた場合には避難に関する情報を防災行政無線や、はつかいちし安全・安心メール、FMはつかいちなどにより配信

④ 防災備品の備蓄

・避難所である市民センターや小学校などに生活必需品や防災資材の備蓄

⑤ 災害協定の締結

- ・災害発生時には、食料品や飲料水などの供給要請ができるよう民間企業と協定の締結
- ・広島県・近隣市町と災害時の相互応援について協定の締結

⑥ 自主防災組織への支援

- ・住民が中心となる自主防災組織への支援

⑦ 防災訓練の実施

- ・災害時に必要となる土のう造りなど

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPセミナーの開催
- ・広島県中小企業共済組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）の備蓄
- ・廿日市市が実施する「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」の周知
- ・管内経済団体等と連携し設置された実行委員会への参画
- ・国、県、廿日市の復興支援策（持続化補助金、独自補助制度等）の推進

Ⅱ 課題

事業者に対する情報伝達手段が確立しておらず、周知徹底が図れていない。事業者もBCPに関する知識や認識が薄く、特に小規模事業者においてはBCPを策定している事業者は少ない。

また、現状では、緊急時の具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【成果目標】

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP 計画作成	5 件以上	5 件以上	5 件以上	5 件以上	5 件以上

作成件数は、会員の1%とする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにするために、当会と本市において「災害協定書」の締結を検討する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員の巡回時や商工会の会報・ホームページ・Facebook並びに市の広報において、管内のハザードマップ、国の施策、リスク対策の必要性、損害保険の概要、国・広島県・廿日市市等が開催するBCP策定講座等を周知し防災意識を高める。
- ・一元的な情報伝達手段が無いため、複数のメディア（FMはつかいち、新聞折込、西広島タイムス等）を活用し、災害リスク等の周知を図る。
- ・要望のあった事業者に対し事業継続支援の専門家と連携してBCP策定支援を実施する。
- ・策定後も、取組や訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画（商工会BCPマニュアル）を作成。（別添のとおり）

3) 関係団体等との連携

- ・広島県火災共済協同組合や各損害保険会社に専門家の派遣を依頼して、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・管内経済団体及び廿日市市と情報共有する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認と継続支援。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に携帯電話・LINEWORKS・SNS等を活用して職員の安否・被害状況を確認する。確認後に廿日市市と情報共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、LINEWORKS、電話、メール等で行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害の目安	内容
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

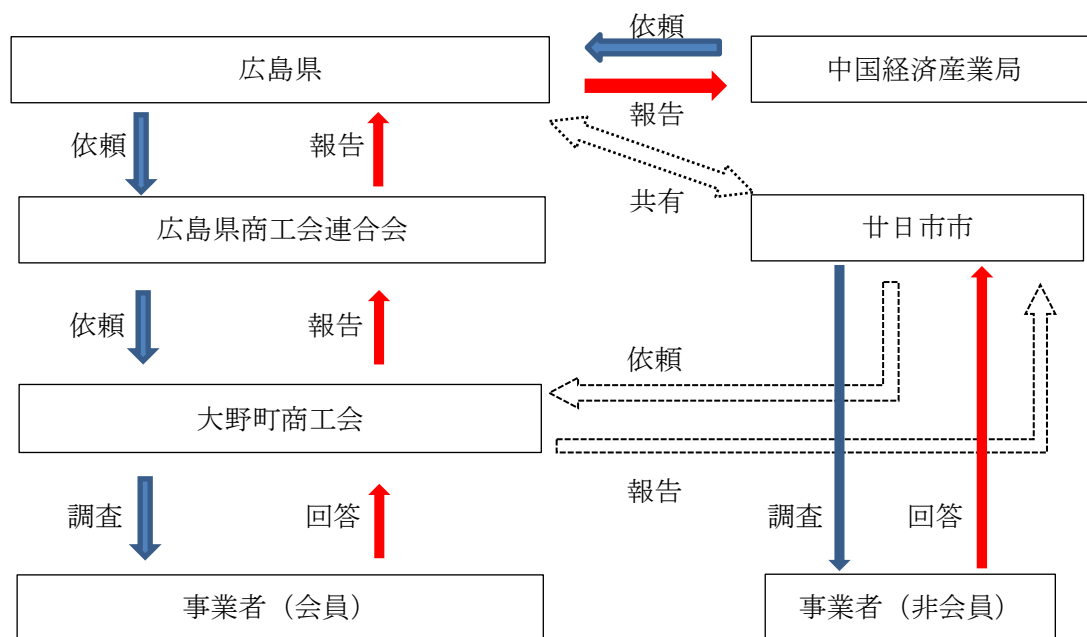
※連絡が取れない地区に関しては、大規模災害が発生していると想定する。

※本計画により当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、被害状況を広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力し報告する。併せて、廿日市市の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、廿日市市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、廿日市市等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

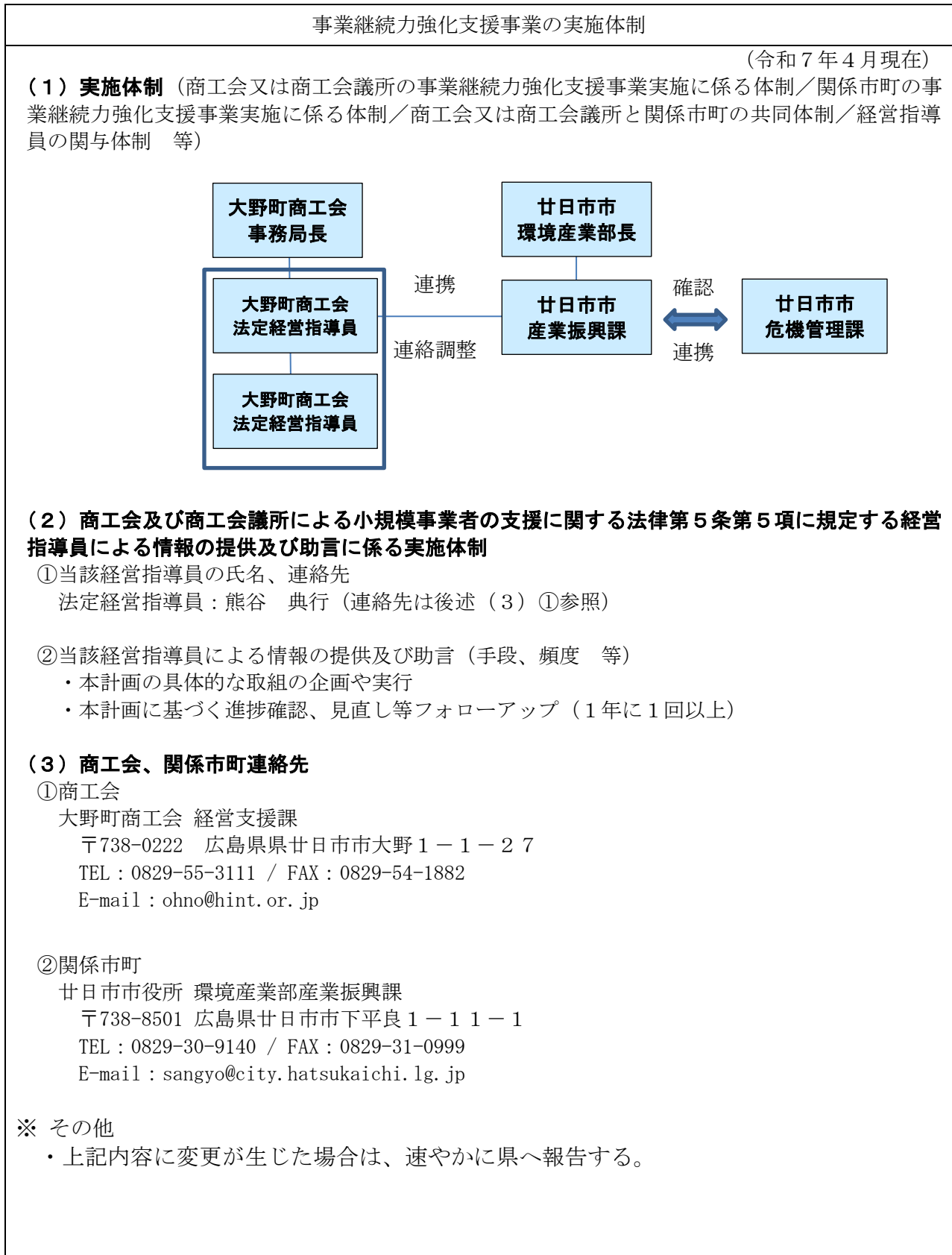
- ・ 廿日市市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
チラシ作製費	50	50	50	50	50
通信費	30	30	30	30	30
消耗品費	10	10	10	10	10
旅費交通費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
広島県補助金、廿日市市補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。